

固定通信分野における 接続料と利用者料金との関係の検証について

令和5年4月18日

事 務 局

- スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準の妥当性を検証するため平成11年から開始。
- 具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日)を踏まえ、総務省は、平成19年7月に、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- 平成19年7月、接続料規則第14条第4項にスタックテスト実施の根拠規定を整備。
- 平成30年2月、同項を削り、同規則第14条の2を新設する改正を実施。
 - ・利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
 - ・県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
 - ・利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。
- さらに、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(平成29年9月8日)を踏まえ、平成30年2月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」を策定・公表。
- 「接続料の算定に関する研究会」第六次報告書(令和4年9月9日)を踏まえ、令和4年11月28日に改定し、名称を「固定通信分野における接続料と利用者料金関係の検証に関する指針」に変更。フレッツADSLを検証対象から除外。

検証時期

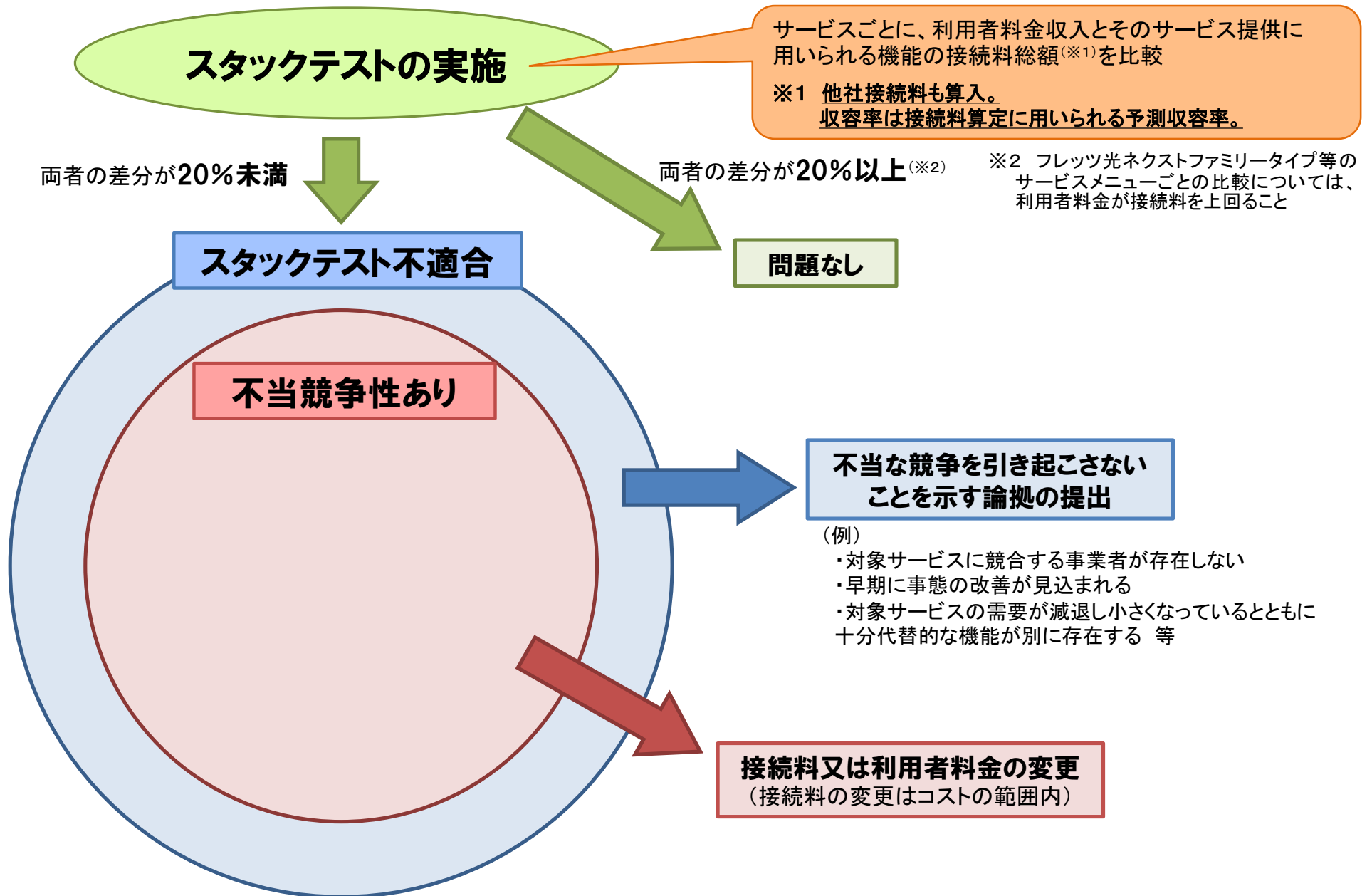
- 1 電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
- 2 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

検証区分等

- ① 加入電話・ISDN基本料
- ② 加入電話・ISDN通話料
- ③ フレッツ光ネクスト
- ④ フレッツ光ライト
- ⑤ ひかり電話
- ⑥ ビジネスイーサワイド
- ⑦ その他総務省が決定するサービスメニュー
(接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本)

検証方法

- ①～⑥:利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料)の総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかを検証
- ⑦:検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証



1. 検討の経緯・検討を要する論点(案)

①加入電話・ISDNの取扱い

- 固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）については、本研究において「近年の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等を踏まえ、検証の対象とすべきサービスや料金プランの見直しが必要であるか」という観点から、加入電話・ISDNの取扱いについて検討を行ったところ、第六次報告書において次のとおりとりまとめている。

<接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書> 第3章 接続料等と利用者料金の関係の検証

加入電話及びISDNについては、今なおメタルアクセス回線を用いた競争事業者（直収電話）が存在することから、直ちに検証対象から除外することは不相当と考えられる。他方、

- ・ 現在では、固定電話市場における競争は（移動通信に比して）減退していること、
 - ・ その中でも契約数が増加傾向にあるOABJ-I P電話に比して、加入電話の契約数は少なく、また減少傾向にあること、
 - ・ モバイル網を用いたOABJ-I P電話サービスの提供が広がっており、実際、当該サービスを提供する事業者が、「加入電話の代替」として広告・訴求しているところ、品質面においての差異はあるものの、一般の利用者から見れば、加入電話との代替性が一定程度認められ得ること、
 - ・ MNO3社が提供する当該サービスの料金が、加入電話の利用者料金やドライカップ接続料を下回る水準であること、
- などから、今後、これらの状況も見定めた上で、加入電話及びISDNを引き続き検証の対象とすべきかについて、改めて検討することが適当である。

加入電話・ISDNの利用者は現在も減少が続き、また、令和5年度にはメタルI P電話への切り替えも予定されている中で、スタックテストにおける加入電話・ISDNの取扱いについて改めて検討すべきではないか。

- (1) NTT東西の加入電話・ISDNと直収電話の競争状況、需要の動向はどうか。
- (2) モバイル網を用いたOABJ-I P電話サービスと加入電話の（一般の利用者から見た）代替性についてどう考えるか。
- (3) モバイル網を用いたOABJ-I P電話サービスの利用者料金が、NTT東西の加入電話の利用者料金やドライカップ接続料を下回る水準であることについてどう考えるか。
- (4) 加入電話・ISDNに係るスタックテストは「基本料」と「通話料」において行われているところ、それぞれの取扱いについてどう考えるか。

②その他の状況変化

- 本研究会での議論を踏まえ、近年追加された新しいサービスのうち、フレッツ光ライトプラス及びInterconnected WANを対象に追加した。
- 直近の固定通信市場における競争環境及び需要の変化等を踏まえ、検証の対象とすべきサービスや料金プランの見直しが必要であるか。

(参考1)モバイル網を用いたOAB-J IP電話の提供状況

		homeでんわ (NTTドコモ)	ホームプラス電話 (KDDI)	おうちのでんわ (ソフトバンク)	【参考】加入電話 (NTT東西)	【参考】おとくライン (ソフトバンク)
提供開始時期		令和4年3月～	平成26年12月～	平成29年7月～	-	平成16年12月～
月額基本料金		<u>1,078円</u> (homeでんわライト)	<u>1,463円</u> ※4 (端末レンタル料を含む。)	<u>1,078円</u>	<u>1,760円</u> (住宅用1級・2級取扱所、 プッシュ回線)	<u>1,485円</u> (1級・2級取扱所、 プッシュ・ダイヤル回線共通)
(携帯電話等※1との セット割適用料金)		550円 (homeでんわセット割)	1,078円 (ルータ利用割引)	550円 (でんわまとめて割)	-	-
通話料 (／3分)	固定着	<u>8.8円</u> ※3	【市内/県内市外】 <u>8.8円</u> 【県外】 <u>16.5円</u>	【自社固定着】0円 【他社固定着】 <u>8.789円</u>	【市内】9.35円 【県内市外】22～44円 【県外】提供なし※9	【市内】8.69円 【県内市外/県外】16.39円 ※10
	携帯着	<u>52.8円</u> ※3	【自社携帯着】51.15円 【他社携帯着】 <u>52.8円</u>	【自社携帯着】0円※7 【他社携帯着】 <u>52.8円</u>	<u>52.8円</u>	【自社携帯着】51.15円 【他社携帯着】 <u>52.8円</u>
初期費用(※2)		4,400円(2,200円)	2,750円(1,100円)	4,180円(1,980円)	40,480円(-)	7,700円(7,700円) ※11
端末代金		-	月額基本料金にレンタル料含む (専用アダプタ)	<u>17,050円</u> ※8 (でんわユニット)		

(各社ウェブサイトより事務局作成(令和5年4月現在)。いずれも税込)

※1 ホームプラス電話については、ホームルータ(auスマートポート、auホームルータ5G等の対象プラン)とのセット割(携帯電話回線等とのセット割はなし)。おうちのでんわについては、携帯電話回線のほか、ホームルータ(Softbank Air)の契約も対象。

※2 かっこ内は番号ポータビリティを行わない場合(新規にOAB-J番号を発番する場合)の初期費用。この他、NTT東西の電話回線を利用中止する場合は、別途2,200円をNTT東日本・西日本に支払う必要。(ソフトバンクおとくラインについては、相当額をソフトバンクが補填。)

※3 家族間通話無料

※4 口座振替又はクレジットカードによる支払いの場合。窓口支払いの場合、1,683円。

※5 市内・県内市外の場合。県外の場合、16.5円。

※7 「ホワイトコール24」(月額定額料・登録料0円)を申し込んだ場合。

※8 「月々割」の適用により同額を月額基本料金から割引。

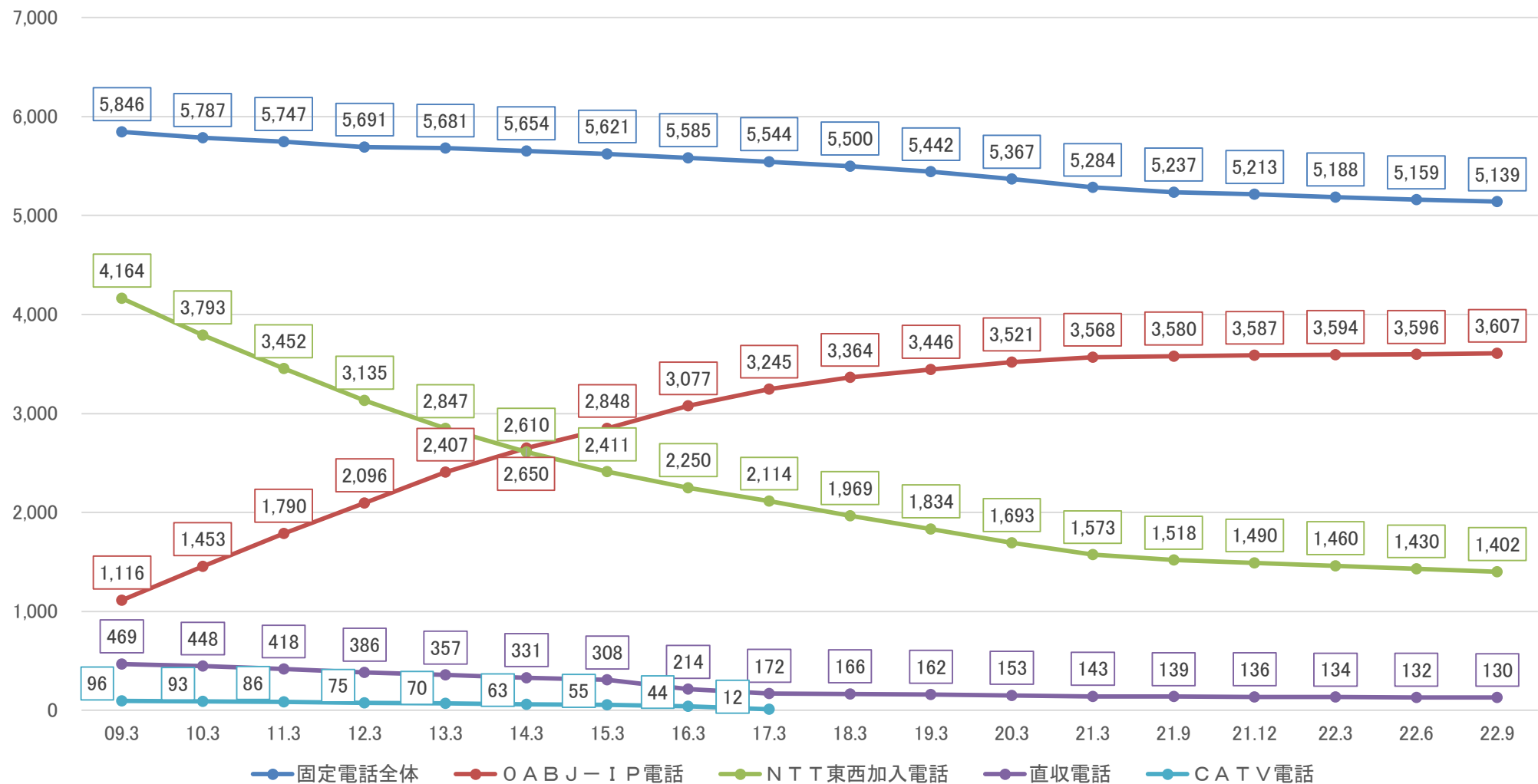
※9 NTTコミュニケーションズが提供する県外通話の場合、距離別料金で40円/3分(隣接・～20km)～640円/3分(100km～)(平日8時～19時の場合)

※10 「一律料金プラン」の場合。「通常料金プラン」の場合は、距離別・時間帯別料金。

※11 うち、標準工事費(6,600円。利用者によって異なる場合あり)については、60ヶ月の月々払い。回線新設の場合には、加えて5,280円(屋内配線工事を要する場合)、1,100円(要しない場合)の工事費を要する(いずれも平日昼間の場合)。

(参考2)固定電話の契約数の推移

(単位：万契約)



出所：電気通信事業報告規則に基づく報告

※ 「OABJ-IP電話」は、利用番号数をもって契約数とみなしている。
 ※ 「CATV電話」は、CATV事業者が提供する固定電話サービスのうちアナログ電話を計上している。なお、CATV事業者が提供するIP電話については「OABJ-IP電話」に計上している。

● 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）（抄）

（接続料設定の原則）

第14条 接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

- 2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。
- 3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

（利用者料金との比較による接続料の水準の調整）

第14条の2 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（同条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

● 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）（抄）

（接続料設定の原則）

第11条 接続料は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

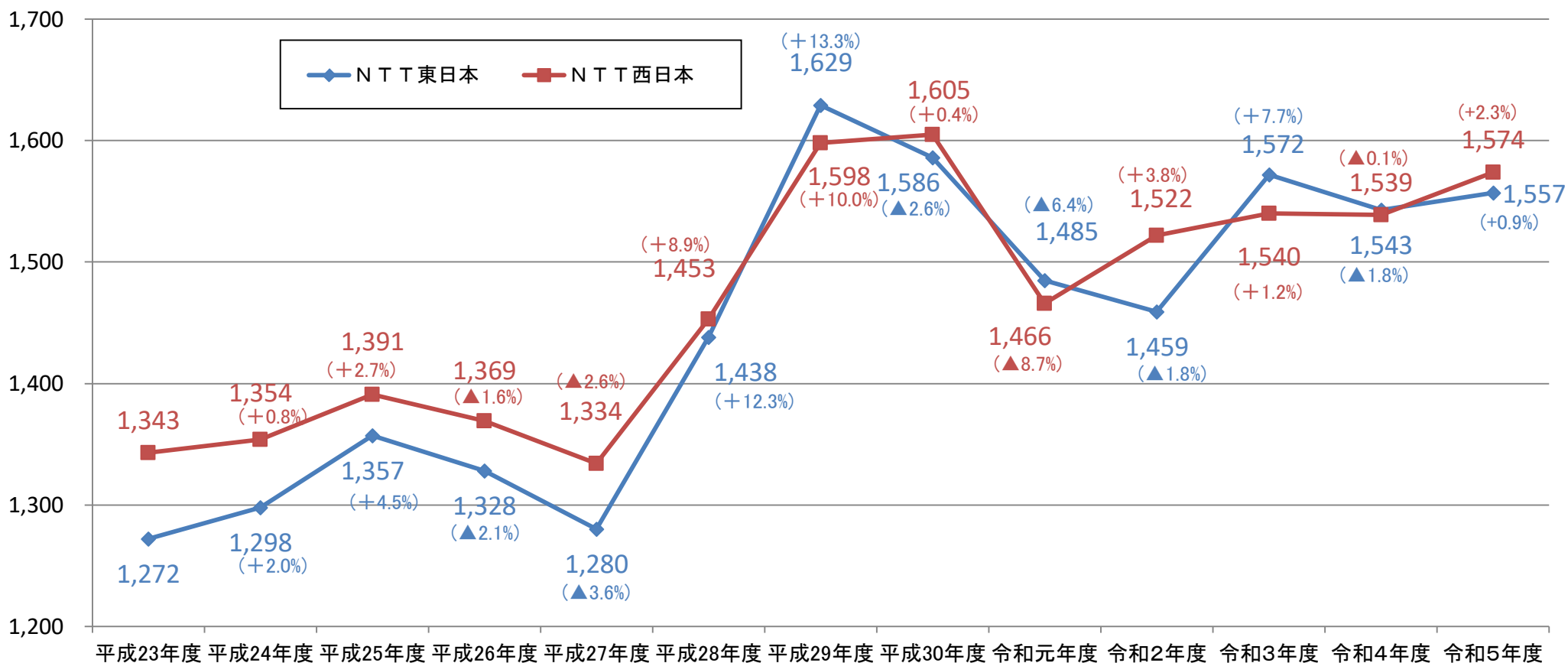
- 2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。
 - 一 実績原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値
 - 二 将来原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値
- 3 接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。
- 4 接続料の水準は、当該接続料が事業者と他事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。

ドライカップ接続料の推移

令和5年1月20日（金）情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第129回）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和5年度の接続料の改定等）について（諮問第3161号）資料より

○ ドライカップの令和5年度接続料について、NTT東日本・西日本とも、費用の効率化等による接続料原価の減少はあったものの、需要の減少トレンドが継続している中で、令和4年度と比べて上昇。

（単位：円／回線・月）



※1 回線管理運営費を含む。

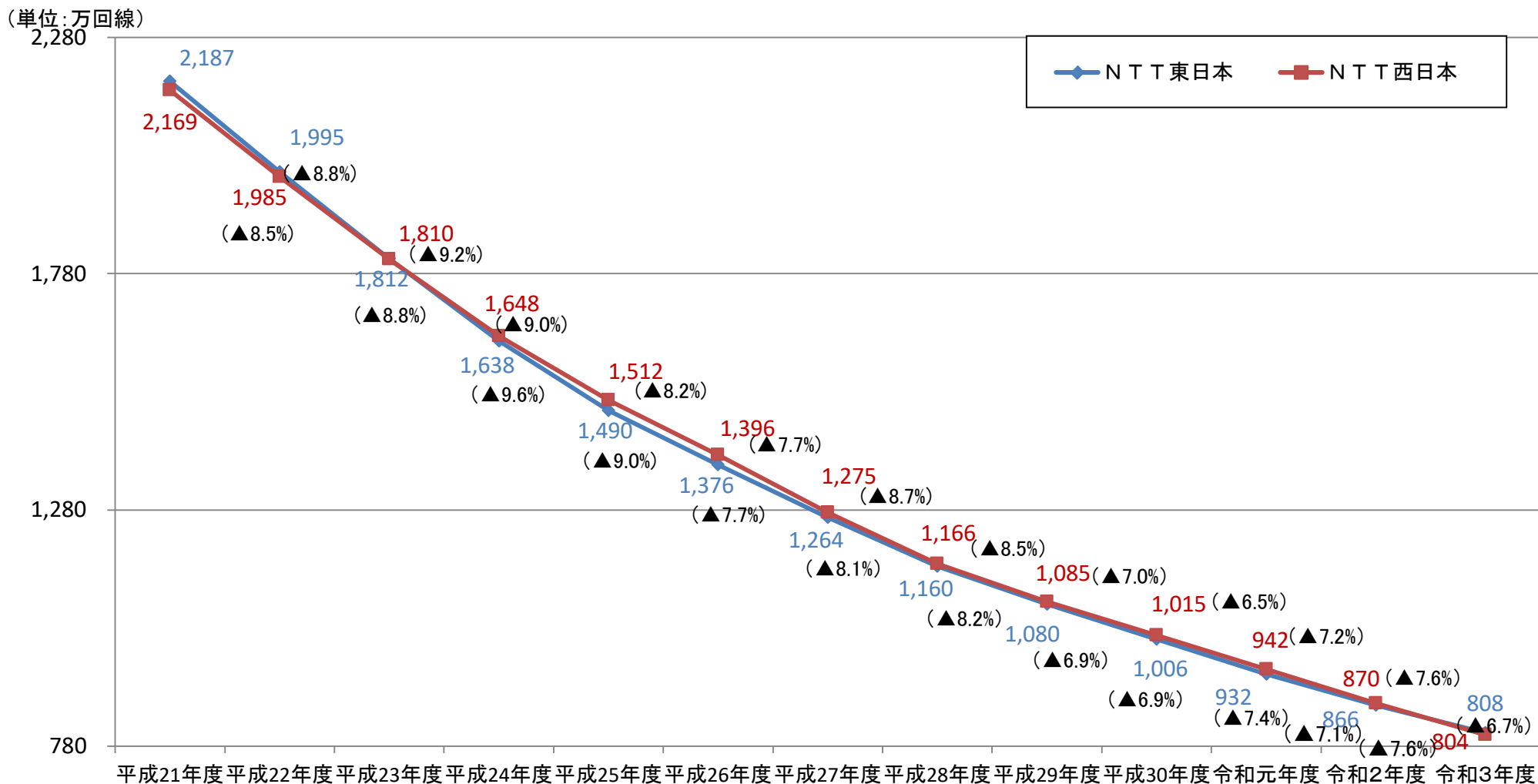
※2 各年度の4月1日時点での適用料金(令和5年度接続料は現在申請中のもの)。

※3 災害特別損失を接続料原価(本資料では報酬(利潤)を含む。以下同じ。)に算入したのは、NTT東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料(東日本大震災に起因する災害特別損失。平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定し、控除された額と同額を平成26年度接続料に加算)及びNTT西日本の平成30年度の接続料(平成28年熊本地震に起因する災害特別損失)。

ドライカットパの回線数の推移

令和5年1月20日（金）情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第129回）
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和5年度の接続料の改定等）について（諮問第3161号）資料より

- ドライカットパの回線数は減少傾向となっており、令和3年度は、
 - ・ 前年度と比較して、NTT東日本では▲6.7%、NTT西日本では▲7.6%、
 - ・ 平成21年度と比較して、NTT東日本では▲63.1%、NTT西日本では▲62.9%と、大きく減少。



スタックテストの結果①(サービスごとの検証)

令和5年1月20日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第129回)
 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の変更に係る認可(令和5年度の接続料の改定等)について(諮問第3161号)資料より

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本において令和3年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額(利用者料金収入の20%)を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

○ なお、フレッツADSLについては、令和4年11月の指針改定により検証対象から外れたほか、「ビジネスイーサワイド」については、用いる接続機能が全て将来原価方式による算定を行うものであり、今回接続料が改定されないため、スタックテストを行っていない。

NTT東日本

サービス	①利用者料金収入	②接続料総額相当	③差分 ((①-②)/①)	営業費相当基準額との比較	
加入電話・ISDN 基本料	1,804億円	1,388億円	416億円 (23.1%)	○	
フレッツ光ネクスト	4,958億円	1,953億円	3,005億円 (60.6%)	○	
フレッツ光ライト	183億円	79億円	104億円 (56.8%)	○	
ひかり電話	移動体着含む	1,159億円	198億円	961億円 (82.9%)	○
	移動体着除く	891億円	101億円	790億円 (88.7%)	○
ビジネスイーサワイド					

NTT西日本

サービス	①利用者料金収入	②接続料総額相当	③差分 ((①-②)/①)	営業費相当基準額との比較	
加入電話・ISDN 基本料	1,785億円	1,384億円	401億円 (22.5%)	○	
フレッツ光ネクスト	3,719億円	1,770億円	1,949億円 (52.4%)	○	
フレッツ光ライト	109億円	61億円	48億円 (44.0%)	○	
ひかり電話	移動体着含む	1,070億円	178億円	892億円 (83.4%)	○
	移動体着除く	810億円	93億円	717億円 (88.5%)	○
ビジネスイーサワイド					

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

スタックテストの結果②(サービスメニューごとの検

令和5年1月20日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第129回)
 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の変更に係る認可(令和5年度の接続料の改定等)について(諮問第3161号)資料より

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

NTT東日本

赤枠内は委員限り

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの			○
		上記以外			○
	ビジネスタイプ				○
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ			○
		プラン1			○
		プラン2			○
		ミニB			○
		プラン1B			○
	マンションタイプ (光配線方式)	プラン2B			○
		ミニ			○
プラン1				○	
プライオ	プラン2			○	
				○	
フレッツ光ライト	ファミリータイプ			○	
	マンションタイプ			○	
	フレッツ光ライトプラス			○	
ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)					

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合				
	県内設備まで利用する場合				

※1 利用者料金は令和4年3月31日時点(総務省要請を受け割引を考慮した後の額)

※2 フレッツ光ネクストファミリータイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)については、令和2年度から新規に提供しているものであり、将来的に需要の増加が見込まれることから、5年間(令和2年度~令和6年度)の将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も5年平均を用いて接続料相当額を算定。

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの。

NTT西日本

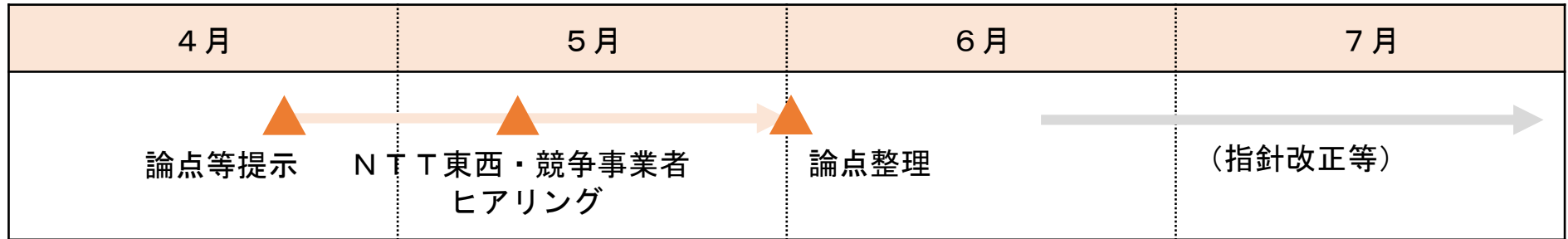
赤枠内は委員限り

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの			○
		上記以外			○
	ビジネスタイプ				○
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ			○
		プラン1			○
		プラン2			○
		ミニ			○
	マンションタイプ (光配線方式)	プラン1			○
		プラン2			○
	フレッツ光ライト	ファミリータイプ			○
マンションタイプ				○	
ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)					

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合				
	県内設備まで利用する場合				



○ 第71回会合（4/18（本日））

- ・ 論点及びスケジュール等の案について事務局から提示

○ 5月中旬目途

- ・ 指定設備設置事業者（NTT東日本・西日本）及び競争事業者（ソフトバンク、KDDI）ヒアリング

○ 5月下旬～6月初旬目途

- ・ ヒアリング等を踏まえ、論点整理（案）について、事務局から提示、議論

- 本研究会での議論を踏まえて、「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定が必要となる場合には、意見募集等を経て指針の改定